

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 甲州市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、平成28年(2016)4月現在で国指定文化財29件(うち、国宝3件)、山梨県指定文化財82件、甲州市指定文化財155件の、合計266件の有形・無形の文化財が所在している。

これらの指定文化財は、文化財保護法や山梨県文化財保護条例、甲州市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、今後も引き続き保護のための措置を講ずる。その一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く所在し、本市の歴史的風致の維持向上を図るうえでも、これらの未指定文化財も保存・活用を図ることが重要である。

文化財は指定・登録の有無を問わず、本市の歴史と文化を理解するうえで必要不可欠なものであるため、調査を行い、価値が判明したものについては市指定や国の登録制度の活用を検討するとともに、適切な保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備や防災対策等を行う。

また、祭礼行事や民俗芸能等については、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

本市における文化財保護や保存、活用のマスタープランとするために、文化財の総合的な把握と、保護策をまとめた「甲州市歴史文化基本構想」を策定する。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

有形文化財のうち建造物は、台風など災害のような外的要因のほか経年劣化でもき損や滅失などの被害を受けることがあるため、日頃からの維持管理を主とした予防対策と、被害を受けた後の適切な修理が必要である。

所有者・管理者が行う日常的な点検により、文化財建造物の損傷の早期発見に努めるとともに、必要に応じて所有者等の意識向上のために適切な助言を行う。

修理にあたっては、文化財の価値を維持することを目的とし、過去の改造・改修の履歴や調査記録等を活用し、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基本とする。特に指定文化財の修理では、文化財保護法や山梨県・甲州市の文化財保護条例に基づいて実施するほか、文化庁の指導を仰ぐなど、関係機関や専門家と連携して行う。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には多くの有形・無形の文化財が所在しており、指定・登録件数は山梨県一である。これら文化財の保存・活用を図りながら展示できる施設や、文化財について総合的な情報発信拠点施設の検討が必要である。

当該施設としては、重要文化財 旧 高野家住宅、甲州市近代産業遺産宮光園、旧田中銀行博物館、ぶどうの国文化館があり、それぞれの施設の特性を尊重しながら、活用や情報発信に努めているところである。

今後もこれらの施設において文化財の保存・活用を行っていくこととするが、登録有形民俗文化財（勝沼の葡萄栽培用具及び葡萄酒醸造用具）については点数が多く、専用の展示公開施設が必要となってくる。また、いつそうの文化財の保存・活用のため、より多くの人々に興味・関心を持ってもらえるよう、情報発信の推進や文化財の説明板・案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。

また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている塩山下小田原上 条などを訪れる観光客等の便益施設として、駐車場やトイレ等を整備し、文化財の活用を進める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値にも影響を及ぼす恐れがあるため、文化財の保存・活用を図るうえでは、文化財だけに措置を講ずるだけでなく、その周辺環境を含めて取り組むことが重要である。

そのため、都市計画法や景観法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが必要である。本市ではすでに甲州市景観計画により、良好な景観を保全するための取り組みを行っているところであるが、景観計画に基づく景観形成重点地区を設定するなど、引き続き保全に努める。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素は、周辺整備の実施等に合わせて文化財や周辺の環境との調和を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害により、き損や滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが必要である。

滅失のリスクが高い火災については、火災が発生しないような予防対策の徹底と防災教育を行うとともに、万が一火災が発生した際に、迅速に対応できる消火体制の構築や訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知機や、消火設備等の防火設備を設置し、設置後は定期的に保守点検を行い、災害発生時に正常に機能するよう管理に万全を図る。また、文化財を保存するうえで必要と考えられる防火設備を設置する。

防災教育や訓練は、文化財の所有者等に対して、防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、各地の消防団や自主防災組織と連携して、文化財施設での通報訓練や初期消火訓練を実施する。地震対策としては、耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害ごとに必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。

有形文化財のうち美術工芸品等については、防災に加え防犯の観点から、盗難に遭わないよう防犯設備の設置を促すとともに、所有者等の意識改革により防犯意識の向上を図る。

また、不幸にも文化財が被災してしまった場合は、所有者等と協議して復元の可否を速やかに判断するとともに、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴をしっかりと記録する体制を整える。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本市の文化財は、展示公開施設が不十分であることも原因として、これまで活用が効果的に行われていなかった状況がある。本計画に基づき、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、本市内外の人々の文化財に対する認識を高めるために、文化財の存在や理解を促す機会を提供するための普及・啓発の取り組みが欠かせない。

市内外の人々を対象とする普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、イベントの開催等により実施する。

市民への普及・啓発は、甲州市広報やイベントの開催などを通じて意識の向上を図っていくとともに、地域に根ざした民俗芸能や行事の担い手である子どもたちに対しても、文化財への愛着を育むための取り組みを行っていく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が370遺跡確認されており、その大半が発掘調査未実施であるものの重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における遺跡の不時発見時の届出等について、その義務を徹底するとともに、山梨県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る甲州市教育委員会の体制に関する方針

本市の文化財の保存活用については、甲州市教育委員会文化財課が主な役割を担っている。文化財課では、文化財の保存活用に関する業務全般と、文化財の所有者等に対する文化財の管理・修理についての指導助言を行っているほか、文化財建造物である重要文化財旧高野家住宅及び市指定文化財旧宮崎葡萄酒醸造所（宮光園）、登録有形文化財旧田中銀行博物館の管理運営、及び史跡勝沼氏館跡かつぬまじやかたあとの維持管理、さらに管理団体として甲斐金山遺跡・黒川金山か い きんざん くろかわの管理や、山梨県との協定に基づき登録有形文化財勝沼堰堤かつぬまえんていの維持管理等を行っている。

また、登録有形民俗文化財の「勝沼の葡萄栽培用具及び葡萄酒醸造用具」の整理、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を受けている「大善寺だいぜんじの藤切り祭」の調査事業を実施している。

教育委員会の諮問機関として、甲州市文化財保護条例に基づき甲州市文化財審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定ならびに保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。審議会は9人で構成されており、各専門分野は、考古学3人、近世史2人、中世史1人、建築史1人、美術工芸（彫刻）1人、郷土史1人である。

また、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、甲州市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置されている。審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じて、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、これらの事項について市長及び教育委員会に建議する。審議会は11人で構成されており、学識経験者5人、関係行政機関2人、関係地域4人である。

なお、史跡勝沼氏館跡の保存整備事業の実施にあたっては、史跡勝沼氏館跡整備検討委員会を設け、指導・助言を得て事業を行っている。整備検討委員会は、考古学3人、中世史1人、建築史1人、地区代表2人で構成している。

庁内の体制としては、課長1人と文化財指導監1人のほか、文化財保護担当に4人、歴史まちづくり担当に4人の、計10人体制（うち2人は臨時職員）で、10人の内訳は、事務職5人、考

古学3人、学芸員1人、建築1人である。また、重要文化財旧高野家住宅と近代産業遺産宮光園には、施設長として再任用職員1人ずつ計2人が配置されている。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO法人など各種団体の状況及び

今後の体制整備に関する方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市の行政機関だけで取り組むのは困難であるため、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

本市において文化財の保存・活用に関わる団体は、次のとおりである。今後は、これらの各団体の多様な活動のさらなる活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民を主体とした文化財保護活動を推進していく。

名称	主な活動エリア	活動概要
NPO 法人山梨家並保存会	上条集落	甲州民家情報館の運営
NPO 法人甲州市観光ボランティアガイドの会	市内全域	観光案内、フットパスの開催
恵林寺檀家総代会	恵林寺	祭典の運営
向嶽寺檀家総代会	向嶽寺	祭典の運営
熊野神社氏子総代会	熊野・西広門田・西野原・山地区	熊野神社御幸行列の継承など
一之瀬高橋春駒保存会	旧高野家住宅	一之瀬高橋の春駒の継承など
甲州市大和町田野区	田野地区	田野十二神楽の継承など
藤木道祖神祭保存会	藤木地区	藤木道祖神祭太鼓乗りの継承など
大善寺の藤切り祭保存会	大善寺	祭典の運営
旧田中銀行友の会	旧田中銀行博物館	施設の管理、公開
勝沼フットパスの会	勝沼地域	定期的なフットパスの開催
甚六桜・管理委員会	勝沼ぶどう郷駅周辺	勝沼ぶどう郷駅周辺の清掃等
塩山郷土研究会	塩山地域	地域の学習や調査等
塩の山赤松を守る会	塩ノ山	アカマツの保全活動・観察会など
塩和会	塩ノ山周辺	花かげの道の桜の植樹など

■甲州市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が22件、県指定文化財が43件、市指定文化財が57件の、合計122件の有形・無形の指定文化財が所在する。これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や山梨県及び甲州市の文化財保護条例の他、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。今後、各指定文化財の特徴や特性に応じた「保存活用計画」を策定し、計画的な保護を図るとともに、各指定文化財の重要性を行政と住民が共有できるようにする。

未指定の文化財について、勝沼宿や恵林寺^{えりんじ}周辺に所在する伝統的家屋等で、修理が必要なものや活用に供することができるものなどを歴史的風致形成建造物に指定し、適切な処置を講ずるほか、市指定文化財に指定するなど、恒久的な保存対策を検討する。また、地域に根づく伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。

個人所蔵の古文書も損傷や廃棄の恐れがあることから、後世に保存し活用を図るため、目録作成やデジタルデータ化などを行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財には、塩山下小田原上条の伝統的建造物や勝沼地域の宮光園などがあり、また、未指定の文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化により屋根や土台周辺部材の劣化が進んでおり、雨漏りによる他部位への被害拡大や、倒壊などによる滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を実施する必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改修履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や山梨県・甲州市文化財保護条例、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、修理を行う。

未指定の有形文化財建造物については、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物に指定のうえ、修理や活用等に係る費用について支援する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、極めて少ない。重要文化財旧高野家住宅など保存民家や、勝沼地域のぶどうの国文化館などが挙げられるが、発信できる情報量は限られている。

また、各々の文化財について解説・説明する案内板や説明板が未設置だったり、案内標識が未整備だったり、ガイダンス機能が不十分で、さらに駐車場やトイレ等の便益施設が不足しているなど、来訪者をもてなす環境も不十分である。

そのため、重点区域内に所在する甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区の情報を発信する拠点としてのガイダンス施設や来訪者のための駐車場・トイレの整備、勝沼地域の情報発信源としての宮光園の整備などを行うとともに、案内板や説明板、誘導サインの設置なども進め、来訪者にとってわかりやすく、安心感を覚える環境を整える。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「かみかね神金地区」の重要伝統的建造物群保存地区内には、アスファルト舗装の道路や開渠かいきょのコンクリート側溝があり、歴史的環境にそぐわない景観である。そのため、伝統的な工法を模した水路整備・補修など、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域「まつさと塩山・松里地区」では、開発が進んだ JR 塩山駅周辺に残る歴史文化遺産を保存し、駅の南北で一体的な歴史環境を整えるため、県指定史跡「おぞ於曾屋敷」について公有化を図り、史跡整備を行うほか、史跡内にある伝統的な家屋については歴史的風致形成建造物に指定し、適切な修理を実施した後に公開・活用に供する。

重点区域「勝沼地区」では、「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」について文化的景観の調査を行うとともに、山梨県及び山梨市・ふえふき笛吹市と共同で取り組んでいる「きょうとう峡 東三市による日本農業遺産・世界農業遺産登録」により、ブドウ畑の景観を残すこととする。

各重点区域に共通する計画として、市内外の人々が散策・見学するときには不快に感じる恐れがある景観支障樹木の伐採や、散策・見学の利便性を高めるための誘導サインや説明板・案内板を設置するにあたり、公共サインのデザインを統一し計画的に配置することで、甲州市全体としての一体感を創出することなどが挙げられる。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域「神金地区」にある甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の多くは木造であり、傾斜地を造成して宅地としていることから、地震や火災が発生すると倒壊や火災の延焼などにより、被害が保存地区の広い範囲に及ぶことが予想される。

そのため、所有者や上条組、地元消防団などと協議を行い、自主防災組織を強化するとともに、今後策定する防災計画に基づき、必要な防災施設の整備等を実施する。また、所有者等と協議して、個々の伝統的建造物に対して耐震補強を行うなどの取り組みを行う。

さらに、歴史的景観に配慮しつつ防犯灯を整備し、防犯対策や美術工芸品等の有形文化財が盗難に遭わないよう、地区の意識啓発に努めていく。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に所在する文化財について、普及・啓発を積極的に行うことにより、文化財の周知を図るとともに保存・活用を促す。文化財の保存・活用が進むことにより、甲州市の歴史的風致がいつそう向上することが期待できる。

普及・啓発の方法としては、訪れる人々の周遊を促すためのパンフレット・マップを配布するとともに、普及・啓発のためのイベントを実施するなどして、より身近に文化財を感じてもらう機会を創出する。無形民俗文化財の担い手育成については、児童・生徒や若者の祭典への積極的な参加を促すために、祭典の主催者等と協議し取り組みを行う。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が43ヶ所所在しており、本市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解するうえで重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

「塩山・松里地区」の於曾屋敷や「勝沼地区」の史跡勝沼氏館跡は、史跡指定範囲を超えて関連遺構が検出される可能性があるため、計画的な範囲確認調査を進めながら土木工事等に対応する必要がある。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO法人など各種団体の状況及び

今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、次のとおりである。

名称	活動重点区域	活動概要
NPO 法人山梨家並保存会	神金地区	甲州民家情報館の運営
NPO 法人甲州市観光ボランティアガイドの会	神金地区 塩山・松里地区 勝沼地区	観光案内、フットパスの開催
恵林寺檀家総代会	塩山・松里地区	祭典の運営
向嶽寺檀家総代会	塩山・松里地区	祭典の運営
一之瀬高橋春駒保存会	塩山・松里地区	一之瀬高橋の春駒の継承など
藤木道祖神祭保存会	塩山・松里地区	藤木道祖神祭太鼓乗りの継承など
大善寺の藤切り祭保存会	勝沼地区	祭典の運営
旧田中銀行友の会	勝沼地区	施設の管理、公開
勝沼フットパスの会	勝沼地区	定期的なフットパスの開催
塩山郷土研究会	神金地区 塩山・松里地区	地域の学習や調査等
塩の山赤松を守る会	塩山・松里地区	アカマツの保全活動・観察会など
塩和会	塩山・松里地区	花かげの道の桜の植樹など

■重点区域に関わる文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

上記の団体以外にも、各地区の祭典には組や自治会の役員や氏子が広く関わっており、歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進するうえでは、地区住民やこれらの団体と連携することが重要である。

そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、永続して自主的なまちづくりに係る団体や、本計画の一翼を担う歴史的風致維持向上支援法人の育成を図る。

